

第2章 具体的な政策分野を通じた道州制のあり方

Ⅱ. 道州制のあり方について

1. 従前型の道州制のイメージと課題

(1) 従前型の道州制のイメージ

これまで多くの道州制の議論では、国の役割は外交・安全保障など国家存立の根幹に関わる事務に限定し、道州は国に代わって内政の役割を広く担い、基礎自治体は現在の都道府県の事務の大半を含め、住民に身近な事務を総合的に担うという漠然としたイメージや、各政策分野や課題において、国、道州、市町村のうちいずれが担うのかというおおまかな星取り表のようなイメージが示されている。

→「従前型の道州制イメージ」

○自由民主党道州制推進本部「道州制のイメージ」(図表 9-1、9-2)

○同本部「道州制に関する第3次中間報告」(図表 10)

道州制のイメージ

図表 9-1

平成 24 年6月 19 日
自由民主党道州制推進本部
道州制基本法小委員会

1. 組織

- ・ 全国に10程度の道州を設置する。
- ・ 都道府県は、廃止する。
- ・ 基礎自治体は、現状を基本とする。(自主合併は、妨げない)
- ・ 基礎自治体の権能を補完する必要がある小規模な基礎自治体については、道州が地方機関を設置して、その事務を支援するなどの仕組みを設けることができるようにする。
- ・ 東京及び政令市の在り方は、検討する。

2. 権限

- ・ 「国の関与」等をできるだけ廃し、二重・三重行政をなくす。
- ・ 国は、国家の存立に関すること、全国的に統一的定めが必要なこと等を行い、機能を集約・強化する。
- ・ 道州は、道州内に関することを行うとともに、このことに関し、道州法を制定できる。ただし、国の権限に属することは除くとともに、基礎自治体の能力に応じ、事務・権限を移譲する。
- ・ 基礎自治体は、その能力に応じて事務・権限を担い、立法することができる。

3. 首長・議会

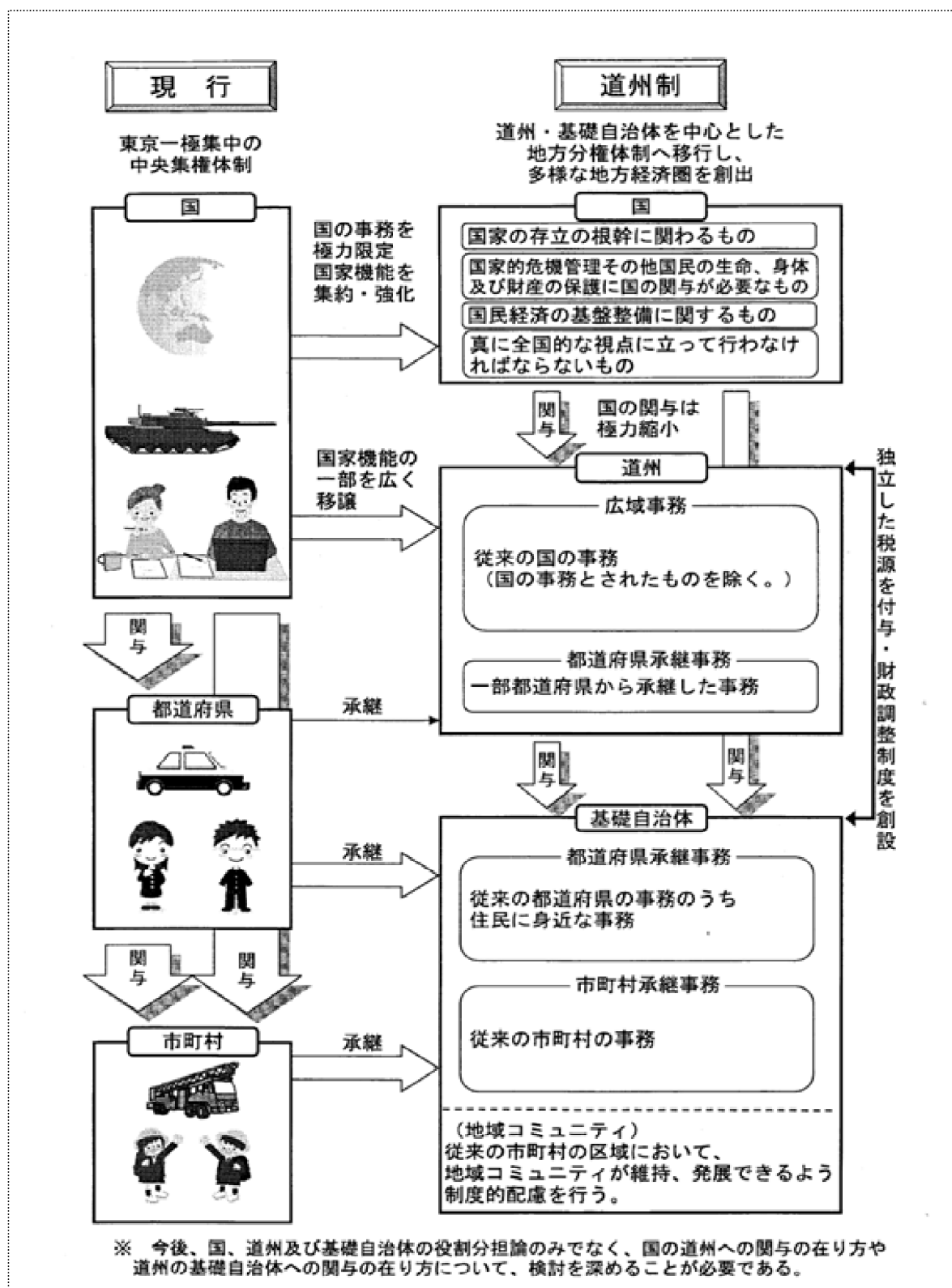
- ・ 議会は、現行の都道府県の区域以下の選挙区から選出された議員で構成する。
- ・ 定数については、従来の「市町村合併」時の方式を参考にする。
- ・ 首長は、住民の直接選挙で選出される。
- ・ 首長の多選制限や議会権限の強化策を検討する。

4. 税・財政制度

- ・ 国・地方の役割分担に応じて制度設計するが、中央政府に依存しない税・財源とする。
- ・ 財政調整制度を設ける。
- ・ 現在の国と地方の債務の処理について検討する。
- ・ 現在の知的・社会的インフラ整備状況の格差是正策を検討する。

道州制のイメージ図

平成24年9月6日 自由民主党道州制推進本部



国・道州・基礎自治体の役割分担の骨子（案）

<国の事務の原則>

国は国家存立と国家戦略に係る基本計画を担当(実施事務は全国に影響する特別なものを除き行わない)

<国・道州・基礎自治体の役割分担に関する三原則>

- 国庫補助事業は廃止し、財源を付して、道州及び基礎自治体に移管する。
- 国の地方支分部局は廃止する。
- 国が制度の基本・基準を定める場合でも、その実施主体は、道州・基礎自治体とする。

国家存立	○皇室 ○憲法 ○司法 ○出入国管理 ○通貨・金融システム・度量衡 ○国家財政 ○民事・商事の基本ルール			
	国	役割	道州	基礎自治体
国家戦略	○国家安全保障・防衛 ○食料安全保障・安定供給基本計画 ○国家的危機管理・テロ対策・治安対策・国際広域犯罪対策 ○外交・通商 ○WTO・FTA・EPA ○地球環境対策、水資源確保、農林水産基本計画 ○災害列島日本の安全安心の確保基本計画 ○国土保全基本計画（治山・治水） ○情報通信基盤・電波監理 ○広域交通基盤・高速交通ネットワーク・輸送安全基本計画（一部実施を含む） ○国際港湾・国際空港 ○教育基本計画 ○資源エネルギー政策・原子力基本計画（一部実施を含む） ○知的財産権・先端医療技術開発・先端技術開発・基礎科学基盤整備基本計画（一部実施を含む） ○社会保障基本計画（年金・医療保険・介護、生活保護） ○少子高齢化対策基本計画 ○男女共同参画基本計画	外交・防衛		
		治安	○警察、治安、危機管理	○治安
		住民	○住民の安全・安心の広域対策	○戸籍・住民基本台帳
		農林業	○広域農林業振興、漁業振興	○農地・森林保全・農道・林道・漁港 ○漁業振興
		環境	○広域環境対策 ○産業廃棄物	○地域環境対策 ○一般廃棄物 ○環境影響評価
		災害	○広域防災	○消防・防災
		交通・社会資本	○治山・治水・海岸 ○高速道路・基幹道路 ○鉄道・バス・タクシー ○自動車登録 ○重要港湾・空港建設管理 ○通信基盤 ○電波監理・情報の受発信	○まちづくり ○公園街路 ○上下水道 ○住宅・建築 ○都市計画 ○一般道路 ○中小河川 ○一般港湾
		教育・文化	○大学 ○高校 ○学術文化振興	○小中高等学校・乳幼児教育 ○生涯学習 ○地域文化振興
		経済・産業 雇用・労働	○広域産業振興 ○広域観光振興 ○能力開発 ○雇用対策 ○産学連携対策	○地域産業振興 ○観光振興 ○商店街対策 ○職業訓練
		福祉・保健	○労働基準監督 ○医療・病院 ○感染症対策 ○少子高齢化対策 ○社会保障	○生活保護 ○高齢者福祉・介護 ○障害者福祉・介護 ○児童福祉・養護 ○母子福祉 ○地域保健 ○地域予防医療

（２）従前型の道州制のイメージの課題

（１）従前型の道州制のイメージに沿うと、「インフラ整備」に係る議論（道路管理のあり方）でもあったように、①道州が多く事務・権限を抱えるようなあり方か、②基礎自治体を再編強化し、多くの事務を委ねるあり方の間で、事務・権限をどこが主に担うかの選択肢（線引き）を探るような議論になりがちになる（図表 11）。

また、河川管理のような政策分野は比較的、府県を越える広域自治体を想定し、そこに様々な権限を集中することにメリットがあるとも考えられるが、複数府県にまたがる一級河川（水系）を流域全体にわたり統合的に管理するには、広大で強力な道州を想定することにもつながる（図表 12）。

他方、義務教育や社会保障の分野では、ナショナル・ミニマムを確保する観点から国の役割は引き続き残るとも考えられ、地域の事情を反映した施策を展開するために基礎自治体の役割も大きくなると考えられる。国と道州の役割分担のあり方にもよるが、道州のような広域自治体を敢えて求める必要性には疑問も示されている。

さらに、農業振興のような分野では、関西の各地域における個性を尊重するためにも、現在の府県単位で何らかの枠組みが要るのではないかと指摘もあった。

加えて、従前型の道州制イメージには次のような課題が指摘されているが、具体的な政策分野を通じた我々の検討においても同様の議論があった。

⇒◇内政におけるあらゆる事務を担う広大で強力な道州を想定するなら、

- ・ 道州への過度の権限集中や州都への一極集中を促すのではないか
- ・ 基礎自治体との関係はどうなるのか。道州の基礎自治体への関与が強くなるのではないか。逆に現行の府県と比べ却って補完機能が低下するのではないか。
- ・ 道州の意思決定に基礎自治体の意思をどう反映するのか
- ・ 民主的なガバナンスや住民自治をどう確保するか
- ・ 国との調整、全国的な統一性の確保をいかに進めるのか
- ・ 憲法改正も視野に入れて、国会改革や道州への議院内閣制の導入なども検討すべきではないか
- ・ 首都圏の扱いをどうするのか。

◇基礎自治体の機能強化に向けた枠組みが必要

- ・ 合併による再編は現実には難しいのではないか
- ・ 水平的な連携のみで補完は可能か
- ・ 中山間地などの小規模自治体の財源保障はどうするのか
- ・ 大都市と道州の関係をどのように整理するのか

一方で、道州制の議論が単なる都道府県合併に止まるのではないかとの警戒感も強い。都道府県を国の出先機関とあわせて再編し、道州を設けたとしても、いわゆる国の事務の執行権が移譲されるだけで、現在の国と地方の関係を大きく変えることにはならないのではないかとの批判がある。こうした観点からは、国の事務・権限を地方の裁量に大きく委ねるような姿を実現しない限り、道州制の意義はないということになる。

このようなことから、今後の議論を拓げていくためにも、従前型の道州制のイメージ以外の、また単なる都道府県合併とも異なる多様なイメージを想定してみることも必要ではないだろうか。

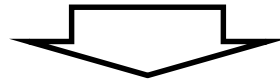
図表 11

道州制でのインフラ整備のあり方（イメージ）

1. 道路管理のあり方

（現 状）

	高速 道路会社	都市 道路公社	地方整備局 国道事務所	都道府県(政令市) 土木事務所	市町村		
管理道路	高速 自動車道	都市 高速道路	一般国道 (指定区間)	一般国道 (指定区間外)	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道



（想定①）道州は、一般国道（指定区間を含む）、都道府県道及び幹線市町村道を管理

	高速 道路会社	都市 道路公社	道州(地方整備局、市町村の事務の一部を移譲)				市町村
管理道路	高速 自動車道	都市 高速道路	一般国道 (指定区間)	一般国道 (指定区間外)	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道

（想定②）道州は、都市道路公社管理の都市高速道路、一般国道（指定区間を含む）、都道府県道及び幹線市町村道を管理

	高速 道路会社		道州（道路公社、地方整備局、市町村の事務の一部を移譲）					市町村
管理道路	高速 自動車道	都市 高速	都市 高速道路	一般国道 （指定区間）	一般国道 （指定区間外）	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道

（想定③）道州は、一般国道（指定区間を含む）、都道府県道を管理

	高速 道路会社	都市 道路公社	道州(地方整備局の事務を移譲)			市町村	
管理道路	高速 自動車道	都市 高速道路	一般国道 (指定区間)	一般国道 (指定区間外)	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道

（想定④）道州は、都市道路公社管理の都市高速道路、一般国道（指定区間）を管理

基礎自治体は一般国道（指定区間外）、都道府県道、市町村道を管理（自民党基本法骨子案？）

	高速 道路会社		道州（道路公社、地方整備局の事務を移譲）		基礎自治体			
管理道路	高速 自動車道	都市 高速	都市 高速道路	一般国道 （指定区間）	一般国道 （指定区間外）	都道府県道	幹線 市町村道	一般 市町村道

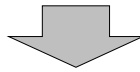
※ 政令市については、道州制での位置付けによって道州の担う事務の一部を行うことが考えられる。

図表 12

広大で強力な道州のイメージ(河川管理の場合)

(現状)

		河川		主な関連分野			
				砂防	森林・治山	下水道(雨水)	防災・土地利用規制
		河川法		砂防法 地すべり等防止法 急傾斜地法	森林法	下水道法	災害対策基本法 土砂災害防止法 水防法 都市計画法 建築基準法
		(管理区分)	(事務・権限等)				
国	本省	一級河川 (直轄管理 区間)	●法の制定 ●一級河川の指定 ●河川整備基本方針の策定 ●改修等の箇所付け ●災害発生時の措置(指示) 〔対象:全ての河川〕	●法の制定 ●砂防設備を要する 土地等の指定 ●地すべり防止区域 等の指定 ●急傾斜地崩壊危険 区域の指定等に係る 都道府県への指示	●法の制定 ●全国森林計画・森林整備 保全事業計画の策定 ●保安林の指定 〔対象:国有林、特定 保安林等〕 ●保安施設地区の指定	●法の制定	●法の制定 ●土砂災害防止対策基本 方針の作成
	出 先 機 関		◎河川整備計画の策定 ◎河川管理・改修等	◎複数の府県に関わる 砂防設備整備等 ◎重要な地すべり防止 施設の新設・改良等	◎国有林の地域森林計画 の策定 ◎保安施設事業の実施	—	◎洪水予報河川等の指定 ◎浸水想定区域の指定図
府県	一級河川 (指定区間)	○河川整備計画の策定 ○河川管理・改修等	○河川整備計画の策定 ○河川管理・改修等	○砂防指定地の行為 規制・監視等 ○砂防設備の管理・ 工事・維持 ○地すべり防止区域の 設備管理・工事等 ○急傾斜地崩壊危険 区域の指定、管理、 工事等	○地域森林計画の策定 ○保安林の指定 〔対象:民有林〕 ○保安施設地区台帳の 調整・保管 ○保安施設事業の実施	○流域別下水道 整備総合計画 の策定 ○流域下水道の 設置、改築、 修繕、維持その 他の管理 ○流域下水道事業 計画の策定	○都道府県地域防災計画 の策定・実施 ○都道府県水防計画の策定 ○洪水予報河川等の指定 ○浸水想定区域の指定 ○土砂災害警戒区域等の 指定 ○市街化区域・市街化 調整区域の指定 ○災害危険区域の指定
	二級河川	○二級河川の指定 ○河川整備基本方針・ 河川整備計画の策定 ○河川管理・改修等 ○ダム等に係る改良工事 など	○河川整備計画の策定 ○河川管理・改修等 ○ダム等に係る改良工事 など	○河川整備計画の策定 ○河川管理・改修等 ○ダム等に係る改良工事 など	○市町村森林整備計画 の策定	○公共下水道の 設置、改築、 修繕、維持その 他の管理 ○公共下水道事業 計画の策定	○市町村地域防災計画の 策定・実施 ○避難指示、勧告 ○水防計画の策定、水防 活動の実施 ○洪水ハザードマップの 作成配布 ○警戒避難体制の整備等 の実施 ○災害危険区域の指定
市町村	準用河川	□準用河川の指定 □河川管理・改修等 □ダム等に係る改良工事 など	□準用河川の指定 □河川管理・改修等 □ダム等に係る改良工事 など	—	□市町村森林整備計画 の策定	□公共下水道の 設置、改築、 修繕、維持その 他の管理 □公共下水道事業 計画の策定	□市町村地域防災計画の 策定・実施 □避難指示、勧告 □水防計画の策定、水防 活動の実施 □洪水ハザードマップの 作成配布 □警戒避難体制の整備等 の実施 □災害危険区域の指定
	普通河川 (河川法 対象外)	□準用河川の指定 □河川管理・改修等 □ダム等に係る改良工事 など	□準用河川の指定 □河川管理・改修等 □ダム等に係る改良工事 など	—	□市町村森林整備計画 の策定	□公共下水道の 設置、改築、 修繕、維持その 他の管理 □公共下水道事業 計画の策定	□市町村地域防災計画の 策定・実施 □避難指示、勧告 □水防計画の策定、水防 活動の実施 □洪水ハザードマップの 作成配布 □警戒避難体制の整備等 の実施 □災害危険区域の指定



(想定)

		河川		主な関連分野			
				砂防	森林・治山	下水道(雨水)	防災・土地利用規制
		河川法		砂防法 地すべり等防止法 急傾斜地法	森林法	下水道法	災害対策基本法 土砂災害防止法 水防法 都市計画法 建築基準法
		(管理区分)	(事務・権限等)				
国	河川全般	●法の制定 ●災害発生時の措置(指示) [対象:全ての河川]	●法の制定 ●急傾斜地崩壊危険 区域の指定等に係る 都道府県への指示	●法の制定 ●全国森林計画・森林整備 保全事業計画の策定	●法の制定	●法の制定 ●土砂災害防止対策基本 方針の作成	
道州	一級河川 (直轄管理 区間)	●一級河川の指定 ●河川整備基本方針の策定 ●改修等の箇所付け ◎河川整備計画の策定 ◎河川管理・改修等	●砂防設備を要する 土地等の指定 ●地すべり防止区域 等の指定 ◎複数の府県に関わる 砂防設備整備等 ◎重要な地すべり防止 施設の新設・改良等	●保安林の指定 [対象:国有林、特定 保安林等] ●保安施設地区の指定 ◎国有林の地域森林計画 の策定 ◎保安施設事業の実施	—	◎洪水予報河川等の指定 ◎浸水想定区域の指定図	
	一級河川 (指定区間)	○河川整備計画の策定 ○河川管理・改修等	○砂防指定地の行為 規制・監視等 ○砂防設備の管理・ 工事・維持 ○地すべり防止区域の 設備管理・工事等 ○急傾斜地崩壊危険 区域の指定、管理、 工事等	○地域森林計画の策定 ○保安林の指定 [対象:民有林] ○保安施設地区台帳の 調整・保管 ○保安施設事業の実施	○流域別下水道 整備総合計画 の策定 ○流域下水道の 設置、改築、 修繕、維持その 他の管理 ○流域下水道事業 計画の策定	○都道府県地域防災計画 の策定・実施 ○都道府県水防計画の策定 ○洪水予報河川等の指定 ○浸水想定区域の指定 ○土砂災害警戒区域等の 指定 ○市街化区域・市街化 調整区域の指定 ○災害危険区域の指定	
	二級河川	○二級河川の指定 ○河川整備基本方針・ 河川整備計画の策定 ○河川管理・改修等 ○ダム等に係る改良工事 など					
市町村	準用河川	□準用河川の指定 □河川管理・改修等 □ダム等に係る改良工事 など	—	□市町村森林整備計画 の策定	□公共下水道の 設置、改築、 修繕、維持その 他の管理 □公共下水道事業 計画の策定	□市町村地域防災計画の 策定・実施 □避難指示、勧告 □水防計画の策定、水防 活動の実施 □洪水ハザードマップの 作成配布 □警戒避難体制の整備等 の実施 □災害危険区域の指定	
	普通河川 (河川法 対象外)						

※事務・権限等の記号は、現行制度で権限を行使している機関を示している。

●: 国(本省) ◎: 国(出先機関) ○: 府県 □: 市町村

2. 想定される広域自治体（道州）のイメージ

これまで具体的な政策分野を通じて、道州制に係る様々な課題について議論してきたが、それらを踏まえ、従前型の道州制イメージとは異なるイメージを幾つか示してみたい。

それぞれのイメージは、各政策分野に係る検討から、むしろこのような広域自治体のあり方を想定する方が地方分権改革を進めるという観点から望ましいのではないかというバリエーションを示すもので、それぞれの政策分野における最適の広域自治体※のあり方を示すものではない。

※以降、「府県」との混同を避けるため、新たに想定される「広域自治体」を「道州」と表記する。

（1）企画立案・総合調整型イメージ

国の役割は基本的な制度の枠組みの策定や、全国的に統一すべき最低限の基準設定に限定し、道州は基礎自治体の意見を反映しつつ、広範な企画立案機能を含め総合調整機関としての役割を果たす。

なお、事務執行は道州の企画立案に基づき、道州自らまたは基礎自治体が担うか、道州や関係する基礎自治体で構成する特別な法人などが担うイメージである。（図表 13）

a 河川管理・森林保全分野に係る検討からイメージ

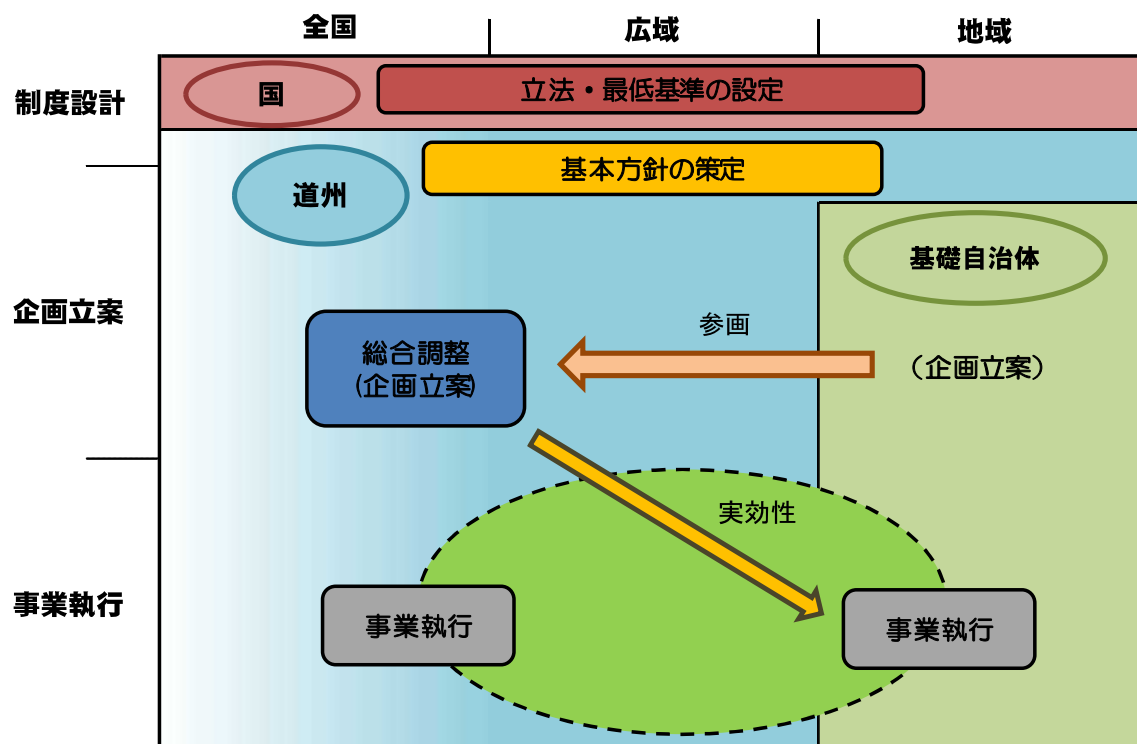
- ・ 企画立案機能を含め、流域（水系）全体の政策について道州が総合的に責任を果たす。国の役割は河川法など制度の枠組みを定める法律の策定などに限定される。
- ・ 道州は、現行の都道府県の区域に必ずしも拠るのではなく、個々の流域または複数の流域を包括するよう設置される。
- ・ 流域ごとに道州が整備方針を策定し、基礎自治体（市町村）などの施策もそれに沿うこととする。
- ・ 但し、上記の整備方針の策定のような道州の意思決定に、基礎自治体の意思を反映できるようにするためのシステムを組み込む。例えば、流域市町村で構成される協議会を設け、道州が整備計画を策定する際、審議及び承認を得ることも考えられる。
- ・ 事業執行は道州や関係する基礎自治体で構成する特別な法人などが担うことも想定し得る。

b インフラ整備や産業振興に係る検討からイメージ

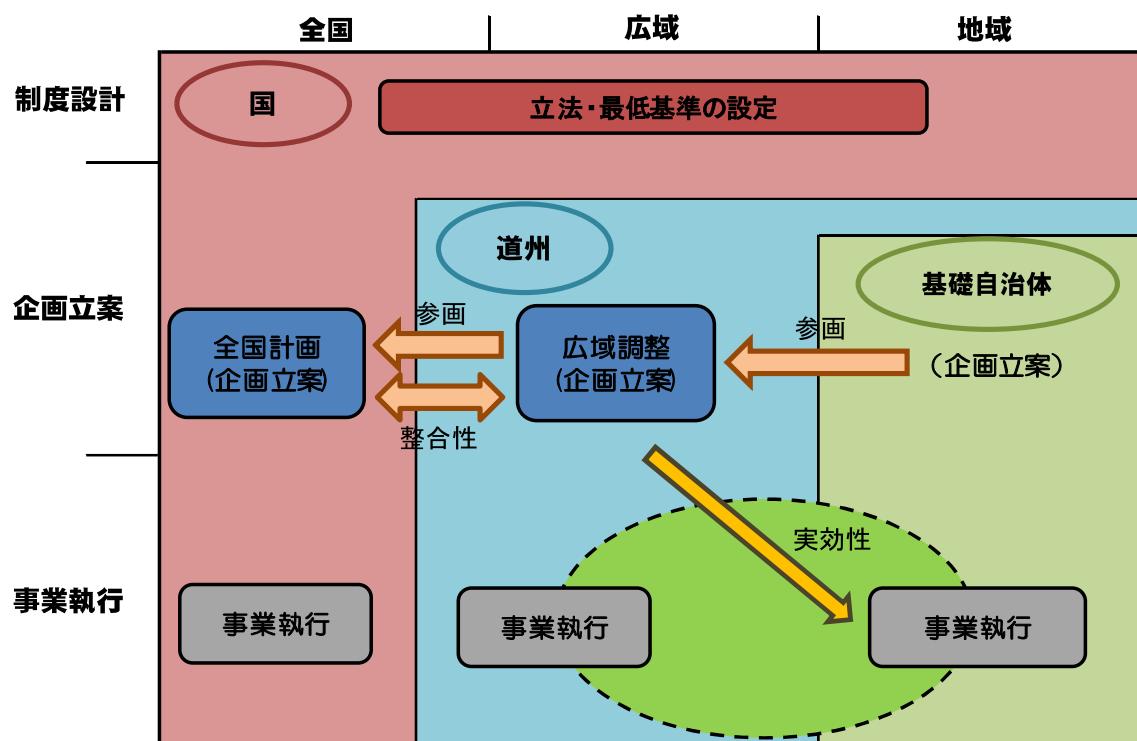
- ・ インフラ整備については全国的ネットワークの形成、産業振興については国家的成長戦略の策定など、国にも一定の調整機能が残る、道州の施策は全国計画等との整合性が求められる。
- ・ 但し、全国計画の策定のような国の意思決定に道州の意見を反映できるようにするためのシステムを組み込む。例えば、全国計画策定の際、道州代表機関との協議・同意などを義務付けることなどが考えられる。
- ・ 圏域内の調整は道州が行い、整備計画を策定。基礎自治体の施策もそれに沿うこととする。
- ・ 但し、道州の意思決定に基礎自治体の意思を反映できるようにするためのシステムを組み込む。
- ・ インフラ整備の事業執行は新設・改築と維持補修を分け、前者のみを道州が担う方法や、道州と関係する基礎自治体などで構成する特別な法人などが担うことも想定される。

図表 13

企画立案・総合調整型イメージ（1）-a



企画立案・総合調整型イメージ（1）-b



: 道州と基礎自治体が担う事業執行については、道州と基礎自治体などで構成する特別な法人が実際の執行にあたることも想定される。

※イメージ図では一般的な基礎自治体を想定して単純化している。以下同じ。

(2) 基礎自治体補完型イメージ

国がナショナル・ミニマムを確保するため、制度の企画立案にとどまらず、事業執行にも一定の役割を果たしつつ、基礎自治体が地域の実情に応じて主に責任を担う。道州は国や基礎自治体との調整、また基礎自治体の補完などを主に行うイメージである。
(図表 14)

a 義務教育・生活保護（現金給付）に係る検討からイメージ

- ・ 国が、ナショナル・ミニマムを確保するため、制度の企画立案にとどまらず、財源の確保や費用の負担、自らの事業執行を含め、引き続き一定の役割を担う。
- ・ 対人サービスを中心に地域の事業を反映し、柔軟な施策遂行を可能にするため基礎自治体にも大きな権限を移譲する（裁量を付与する）。
- ・ 道州の役割は基礎自治体の補完や監査など限定的なものとなる。その求められる補完機能によっては府県を何らかの形で併存させ各市町村の実情に通じる方が、より効果的な補完が可能になることも考えられ、府県連合型とすることもあり得る。
- ・ 一方で貧困者対策や就労支援などでは、より広域的な対応や専門的な支援など道州・府県にも一定の役割があり、国や基礎自治体との複雑な連携・調整が必要となる政策課題もある（bに近いイメージもあり得る）。

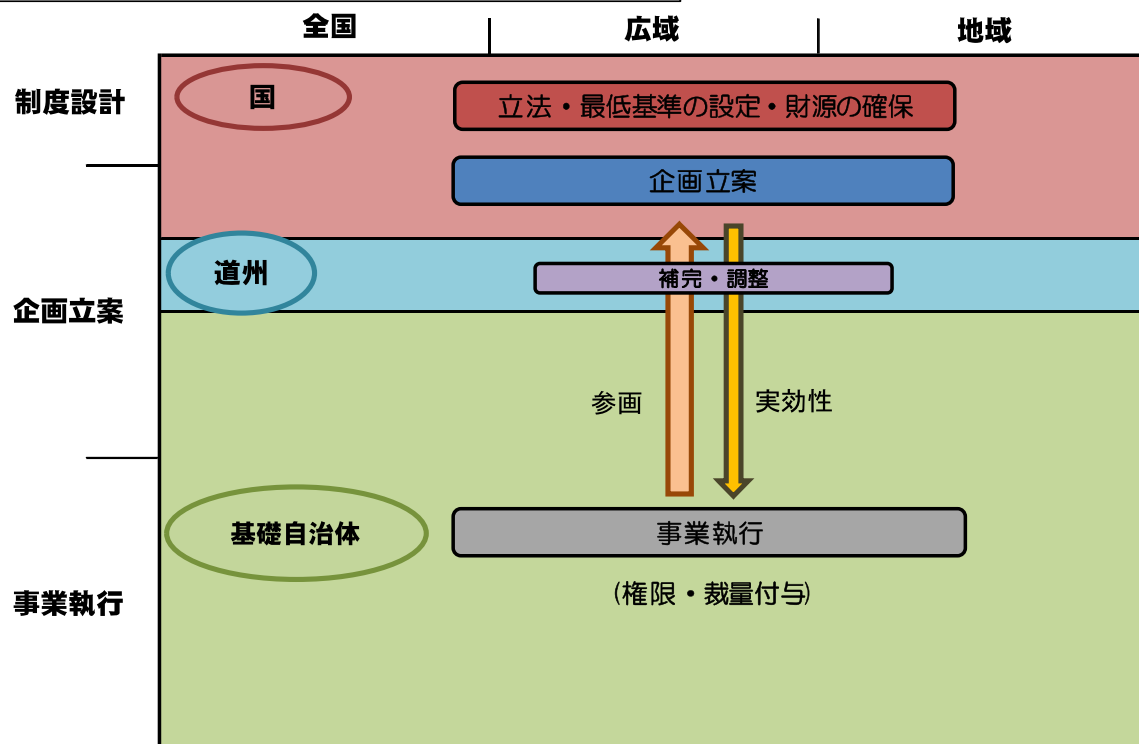
b 医療・社会保険に係る検討からイメージ

- ・ 上記「義務教育・生活保護」に比べ、医療計画の策定や保険者としての機能など道州により大きな役割が想定される。
- ・ 国の役割は、何を・どこまでナショナル・ミニマムとして確保するかによって異なるが、全て道州などの裁量に委ねられるわけではない。
- ・ 一方で健康づくりなど基礎自治体にも一定の役割があり、それぞれの施策の間で十分な連携・調整が必要となり、道州の意思決定に基礎自治体の意思を反映できるような仕組みを要するのは同様である。

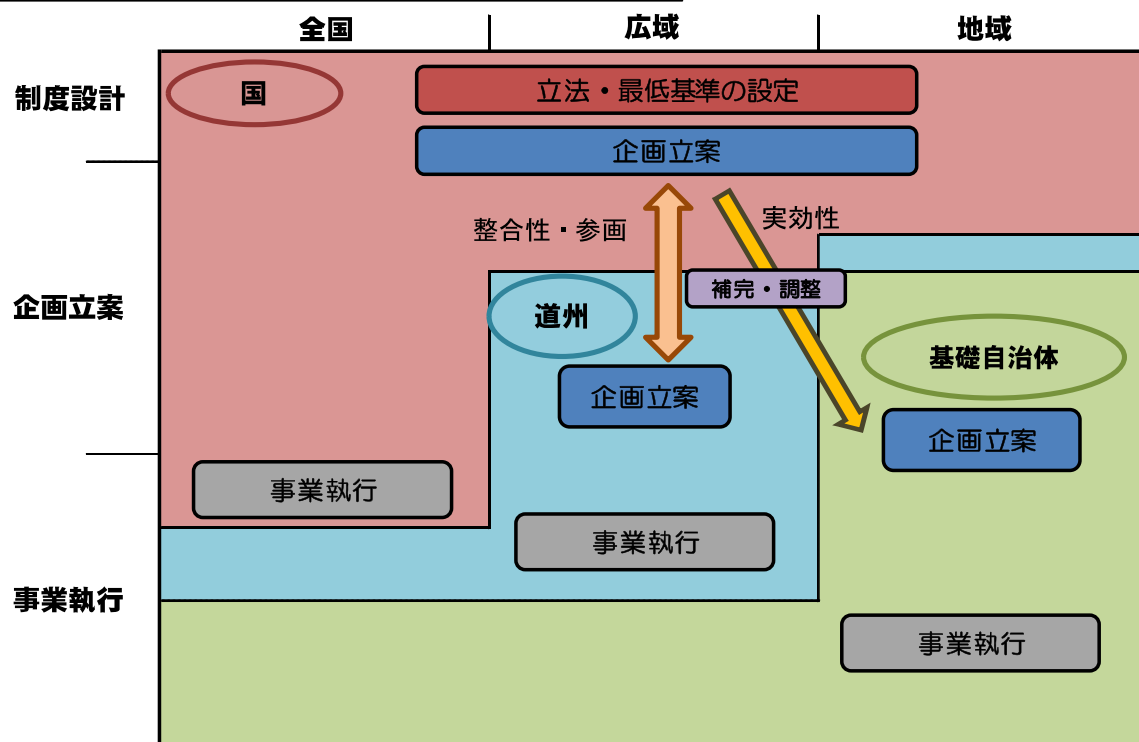
なお、ナショナル・ミニマムの内容は時代に応じて変わるものであり、先駆的な地方の取組が新しいナショナル・ミニマムとなることもあり得る。制度としては国が責任をもって確保するということになるとしても、その内容を決めるにあたっては地方も参画できるような仕組みを加えておくことが重要である。

※補完：人的・財政的支援や指導・監督等、多様な補完のあり方が想定される。なお、基礎自治体は一般的な市町村をイメージしたもの。大都市は道州の機能を一部有する場合もあり、大都市への補完はここでは想定していない。

基礎自治体補完型イメージ (2) - a



基礎自治体補完型イメージ (2) - b



(3) 府県連合型イメージ（広域連合など）

国、基礎自治体はこれまでどおり一定の役割を果たしつつ、広域自治体としては、府県を併存させた道州または広域連合を置くイメージである。（図表 15）

○農業政策などに係る検討からイメージ

- ・ 食料安全保障（検疫、農家の所得補償、農地確保）の観点から全国的な統一性を確保するため、国は制度の企画立案に加え、財源の確保や費用負担を含め一定の役割を担う。
- ・ 農業振興策や都市・農村交流などは、地域の創意工夫を生かすため地域性を重視する。地域によって最適な責任主体は異なる。
- ・ 各地域の農業の個性が強い関西では府県を併存させ、府県と基礎自治体で担うことや、販路開拓や都市・農村交流での連携を強化するため広域連合を活用することも考えられる。

○河川管理・森林保全に係る検討からイメージ【再掲】

- ・ 企画立案機能を含め、流域全体の政策については、流域に関わる自治体（府県、基礎自治体）の広域連合（流域連合）が総合的に責任を果たす。国の役割は河川法など制度の枠組みを定める法律の策定などに限定される。
- ・ 流域連合は、現行の都道府県の区域に必ずしも拠るのではなく、個々の流域または複数の流域を包括するよう設置される。
- ・ 流域連合が構成団体の参画の下、その意思決定により整備計画を策定し、構成団体の施策はそれに沿うこととする。

○義務教育・生活保護に係る検討からイメージ【再掲】

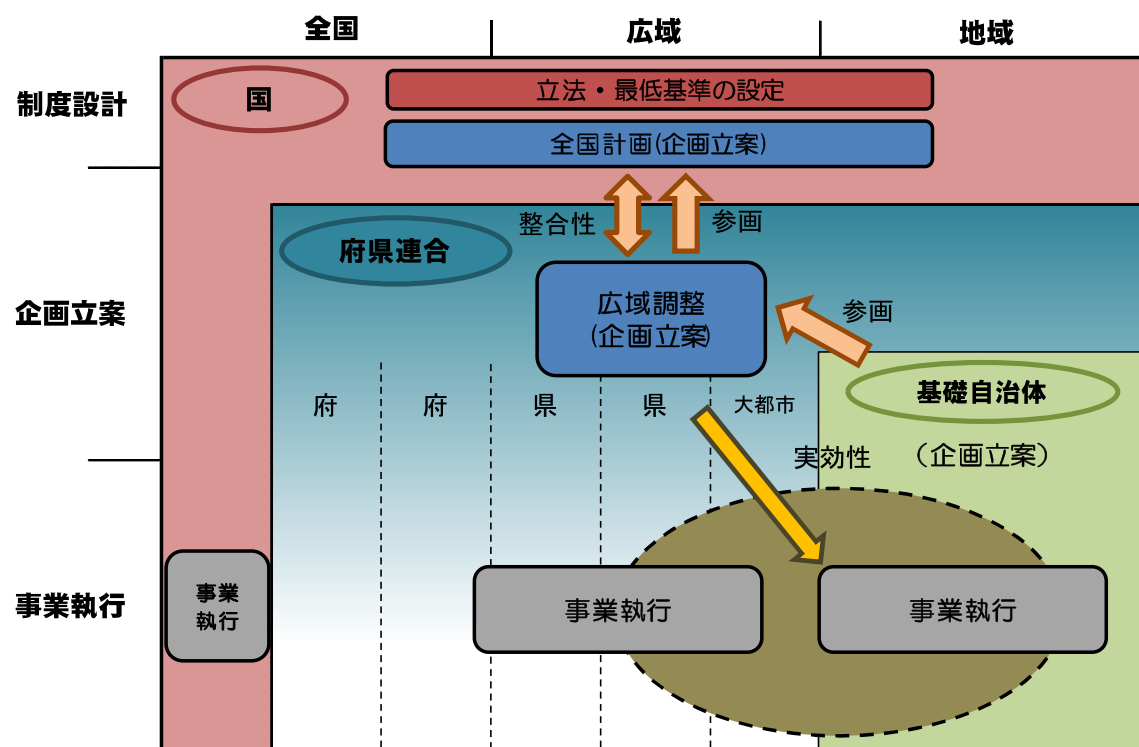
- ・ 道州の役割は基礎自治体の補完や監査など限定的なものとなる。府県を何らかの形で併存させ各市町村の実情に通じる方が、より効果的な補完が可能になることも考えられ、府県連合型とすることもあり得る。
- ・ 一方で貧困者対策や就労支援などでは、より広域的な対応や専門的な支援など道州・府県にも一定の役割があり、国や基礎自治体との複雑な連携・調整が必要となる政策課題もある。

なお、ここでいう府県連合（広域連合・流域連合）は既存の広域連合にとどまらず、現在の国の権限を含む、新たな広域的機能を責任をもって担えるよう、ガバナンスや財源も備えた自立性の高い自治体としてのイメージを含めるものである。

一方で府県連合を構成する府県も、従来の姿のままであり続けるのではなく、府県連合や基礎自治体と役割分担をしながら、効率的・効果的に責任を果たすようなあり方が求められる。

図表 15

府県連合型イメージ（3）



: 府県及び基礎自治体で構成する広域連合が広域調整(企画立案)・事業執行にあたることも想定される。

3. まとめ

(1) 従前型の道州制イメージ

「1. 従前型の道州制イメージと課題」でも示したとおり、河川管理やインフラ整備のような広域的行政課題に、地域が自ら対応するため、府県を越える新しい広域自治体（道州）を構想することは一定の意義があるが、現在の国や府県の権限を一元的に実施するような広大で強力な道州を想定することには課題も多い。

(道州における民主的ガバナンスの確保)

仮に広大で強力な道州を想定し、かつ現在の二代表制を前提とするなら、道州における民主的なガバナンスの確保が課題となる。広大で強力な道州では独任制の首長に相当の権限が集中することになるが、その抑制のための仕組みは首長の多選制限だけで果たして十分であろうか。議院内閣制の導入なども検討されるべきではないか。

(国の意思決定過程に地方の意見を反映できる仕組み)

また全国的な統一性を確保するため、内政においても国は引き続き一定の役割を果たすことが想定される。このとき道州が国の関与の下で、国に代わって事務を執行することとなり兼ねず、道州は国の下部機関と化すおそれがある。

そうならないためには、国の意思決定過程に道州など地方の意思を反映できるようにするための仕組みが必要であり、そのためには憲法改正も含め参議院の地方代表院化なども行われるべきである。

(格差・国民的同意)

ナショナル・ミニマムを度外視し、社会保障や義務教育を含め道州ごとに異なる制度とし格差も是認するという考え方もあるのかもしれないが、福祉国家としての我が国の歩みを踏まえた慎重な議論と国民的同意が必要であり、国民が現時点で格差が生じることを前提に道州制の導入を了解しているとは思えない。

(道州と市町村の対等・協力関係)

さらに広大で強力な道州は、従前の府県と市町村との関係も大きく変えてしまう可能性もある。それぞれの権限や役割が明確に分離できれば問題はないが、例えば河川管理や道路管理を考えても、どちらかが権限を独占するようなあり方は現実には考えづらい。

結局は、道州が決定した計画や道州の関与の下での事務執行を、市町村が一方的に義務づけられるようなあり方に陥る可能性もある。

道州と市町村間の対等・協力の関係を基礎に、双方が連携して事務を遂行するには、道州の意思決定に市町村の意思を反映できるようにする必要があるが、そのためには道州議会のあり方も単に現行制度を前提とするだけでは不十分ではないか。

さらに市町村の補完についても、これ以上の市町村合併は困難と考えられるなかで、道州だけで果たして担えるのかという懸念もある。

（２）特定の行政分野に重点化したイメージ

「２．想定される広域自治体（道州）のイメージ」において、従前型の道州制とは異なる広域自治体（道州）のイメージをいくつか例示したが、これらは内政に係る政策分野は様々であり、それぞれ府県を越える広域的な行政課題があるとしても、求められる広域自治体（道州）の機能も意思決定のあり方も異なることを示している。

また、政策分野に応じて想定される国の役割や基礎自治体の権能はまちまちであり、その間を埋める道州のあり方も多様なものとなる。さらに基礎自治体の規模や能力も様々であるとすれば、求められる道州の補完機能やそのための体制もそれに応じて変えていかなければならない。

すなわち、ひとつのマルチパーパスな（全権限型の）道州では、必ずしもあらゆる政策課題に万全な対応ができるわけではないということを示唆している。

政策分野に応じて複数の広域自治体を設けるということも考えられるが、それが現実的ではないとするなら、道州制の意義が、圏域における課題に地域自らの意思と責任で取り組めるようなあり方を実現することであることに鑑み、他の圏域に影響をあまり及ぼさない、圏域で完結する行政課題に役割を特化することも考えられる。例えば、流域の統合的な管理や地域経済の振興などを専ら担う道州を想定することもできる。

そうではなく、複数の政策分野に対応し得るひとつの広域自治体を想定するなら、従前型のマルチパーパスな道州とは異なる概念として、例えば複数の行政分野で圏域内の調整や意思決定（総合計画の策定など）を行い、個々の事業計画の策定や事業執行は、市町村や傘下の組織に委ね、その組織も事業に応じて組み替え得るような広域自治体をイメージすることもできる。

このようなイメージとして、英国ロンドン市における大都市制度（グレーター・ロンドン・オーソリティ：以下「GLA」※）は参考例になると思われる。GLAの権能としては空間開発戦略（ロンドン・プラン）をはじめ、経済開発、交通、文化、環境など８つの戦略的計画の策定、予算の決定及び総合調整等であり、その実務は傘下の実施機関やロンドン区などが担っている。

※（参考）GLA概要

面積／人口	1,577.3 km ² ／ 約756万人（2010年）
階層	広域自治体：GLA ／ 基礎自治体：32ロンドン区、シティ
議会／執行機関	公選議会 ／ 公選市長
議会構成	25名の公選議員（うち14名が小選挙区選出、残り11名がロンドン全域で比例投票）
主な事務	空間開発戦略等の戦略的計画の策定、総合調整の他 2つの実施機関と内部部局※を通じた事務事業の執行 ※ロンドン交通局、ロンドン消防・緊急時計画局が実施機関としてあるほか、内部部局としてロンドン市長公安室、住宅土地管理局、市長開発局などがある。
区との関係	個別の事務に応じてGLAが区に関与 GLAが策定する上位計画等に区の計画や施策の整合が求められる
予算規模	約7.7億ポンド（GLA事務局のみ）（2014年度案）※2実施機関等（注）を加えると112.4億ポンド
職員数	約700名（GLA事務局のみ）（2012年度）※2実施機関に約35,000名の職員が勤務

（注）等：警察、開発局など

こうした広域自治体は、次のような特色をもつ。

<特定の行政分野に重点化したイメージ>

- 府県を越えて、圏域内で概ね完結する広域行政課題を主に扱う。
- 意思決定に市町村、場合によっては併存する府県の意思を反映。
- 必要に応じ国とも調整。
- 一定の拘束力をもった計画を策定し、各執行機関はその計画に従う。
- 意思決定はその下部機構に分散することも可能。
- 事務執行は自ら行うだけでなく、府県・市町村や別の法人にも委ねる。
- 国が責任を負うべき事務は国が直接執行。それが困難な場合は、国の事務を受託。但し、財源は国が全額負担。
- 対象区域も柔軟に設定。

主に圏域の企画調整を担うこの広域自治体を「道州」とすることも可能であるし、その構成は直接公選の首長・議会によるものだけではなく、議会を管内の市町村代表院とすることや、執行機関を構成府県知事の理事会とすることも考えられる。

また、基礎自治体の補完については、総合出先機関として道州の出先を置くのではなく、補完する機能に応じて調整のための枠組みや手続きを変え、執行のための組織も目的に応じて設置するような柔軟なあり方が考えられる。

(3) 道州制検討と柔軟な議論

この最終報告の冒頭でも触れたが、政権交代以降、道州制の議論が再び俎上にのった背景には次のような点がある。

- ① 地方分権改革の推進が求められ、国からの権限移譲の受け皿が必要とされていること
- ② 成長戦略と結びつき、現行の都道府県は地域の成長を担うには狭いとの考えがあること
- ③ 1,000兆円を超える政府債務を前に、さらなる行政改革の必要性が取り沙汰されていること
- ④ 同様に、国が担う行政サービス（特に社会保障）の将来的な縮減とあわせ、地域による自主的・自立的な対応が求められていること
- ⑤ こういった課題を解決するために、今後の我が国の姿をどうするのかという議論があること

これらは解を見出すことが相当困難な多次元の連立方程式を構成しているが、果たして従前型のイメージである広大で強力な道州制は完全な答えとなっているのであろうか。これ以外に選択肢はあり得ないのだろうか。道州制の導入後も、国の役割はゼロにはならないこと、基礎自治体を優先して自治を高めていくこととの整合は可能であろうか。

政策分野によって、また地域によって最適な広域自治体の姿は異なる。それらを踏まえて最も効率的・効果的にその機能を果たし得るよう最適な広域自治体のあり方を見出していく必要がある。そのなかでとりわけ重要なことは、基礎自治体の役割を重視しつつ、地域の実情に応じた柔軟な選択を可能とすることである。そのためには、

- ① 基礎自治体、道州、国が対等のパートナーシップの関係であること
- ② 財政調整制度を含め基礎自治体を支える仕組みがあること
- ③ ナショナル・ミニマムが確保されること
- ④ 地域が元気で存続できる展望があること
- ⑤ 国の政策決定において、道州や基礎自治体の意見が反映できるような仕組みがあること

などが重要である。

また、道州制の導入は国全体の統治機構の改革であり、現在の国と地方の事務・権限の分担や、税財源の配分、さらに国の関与のあり方も当然整理した上で、国のあり方を見直す必要がある。その際、内政において国の役割は引き続きあり、その財政規模も極端に縮小しないことも想定し、緻密な検討が必要になる。

我が国の将来を誤らないためにも、無理矢理全国一律の枠組みに押し込めるような議論や、府県の廃止だけに拘泥するような議論ではなく、それこそ地域の実情に応じた「柔軟な」議論と多様な選択肢を示すことが必要である。

第3章 道州制基本法案に対する懸念と指摘

政府・与野党を含めて、道州制について具体的な検討を進めるための動きがあるが、中間報告においては、当時明らかになっていた「道州制基本法案（骨子案）」（自民党道州制推進本部が平成25年2月に取りまとめたもの）及び「道州制への移行のための改革基本法案」（日本維新の会、みんなの党が平成25年6月21日に衆議院に共同提出したもの）を対象に、それに対する懸念と指摘について記載した。

その後、平成26年2月には、自民党道州制推進本部から従前の案の修正案である「道州制推進基本法案（骨子案）」が示されている。以下はこの修正後の骨子案に沿って、上記の「懸念と指摘」を修正したものである。

修正後の骨子案においても、道州制の基本的な制度設計について、「道州制国民会議」の議論に“丸投げ”をするという形に変わりはなく、せめて設計思想（具体的な方向性）が明らかにされるべきという我々の意見に変わりはない。

1 道州制推進基本法案（骨子案） [H26年2月 自民党道州制推進本部] (P71 参照)

（以下「法案（骨子案）」という。）

1 基本原則

(1) 地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討に当たっては、わが国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。

前文においては、国の役割の重点化と地方の主体性の確立、地域における国際競争力の向上、国と地方を通じた統治機構の改革などに触れられているが、現状においては、道州制の目的や制度のイメージが関係者間で共有されないままに、主として都道府県の廃止等行政改革の観点からのみ議論されているきらいがある。制度導入の目的については十分に議論を行う必要がある。

また、現行の地方自治の仕組みの下では、改革の推進は限界に達したとされているが、どうしてそうえるのか具体的な理由が示されていない。

2 国・道州・基礎自治体のあり方

(1) 国が引き続き担う役割を具体的に明らかにすべき

国、道州、基礎自治体の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかされていない。

法案（骨子案）にいう「国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないもの」とは具体的に何を指すのか。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、政策分野に即して国が引き続き担う役割を具体的に明確にすべきである。

国の役割を口実として国の事務・権限、特に中央府省の担う企画立案機能の地方への移譲が全く進まないことがあってはならない。一方で、地方の役割と称して、本来国の責任で実施すべき事務の執行を地方に押しつけ、財政的な負担を求めるようなことがあってはならない。

また、府省の縦割行政等現行の枠組みを温存したままで、国の事務の執行権限（出先機関の権限）だけを地方に移譲しても抜本的な改革にはならない。

国と地方の役割分担や、国と地方を通じた統治機構のあり方について、具体的な事業分野、例えば河川管理等の公物管理や義務教育をはじめとした公教育、年金・生活保護等の社会保障分野等において、具体的イメージを示すべきである。

(2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県に代わる新たな地方公共団体（都道府県の廃止）」が挙がるなど、議論が広域自治体のあり方のみに終始している。

中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方、基礎自治体の権能や組織なども議論すべき。

中央府省の権限を含め、道州に国の事務・権限を広く移譲するのなら、それに係る国の出先機関の廃止は当然、中央府省の解体再編や国の事務執行に係る独立行政法人や外郭団体も含めて、国の組織の大幅な見直しが必要となる。

また、道州に大幅な自治立法権を認めるなら、国会の担うべき役割も改めて検証・検討されるべきであり、国会のあり方も見直しが求められる。

中央集権体制を見直し、都道府県に代わる新たな広域自治体を設置することは、必ずしも広大で強力な道州を求めるものではなく、広域自治体と基礎自治体のあり方や役割分担、自治の仕組みは、地域の実情に応じて地域自ら選択できるようにすべきである。

そのうえで、国の機能強化や分権型社会実現の理念についても明確に盛り込むべき。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

(3) 法案（骨子案）のいう「基礎自治体」とは何か明らかにすべき

法案（骨子案）が、「基礎自治体」という文言を用いる趣旨は何か。「市町村」を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定しているのか。

「基礎自治体」は従前の市町村と異なり、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みについて示される必要がある。

現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられ、そのような市町村の現状を踏まえた実効的な補完について検討しておく必要がある。

平成の大合併を経た現状においても、現行の市町村の人口や規模・面積等は多様であり、それをさらに再編しても均一化することは困難である。

また、財政基盤の弱い中山間地域では広域連携にも限界がある。道州が補完するとしても、道州では広すぎて地域の実情を反映できず、道州内の地域格差が却って拡大する恐れもある。結局は、現行の府県単位で支庁を置くなどの措置が必要になるのではないか。

これら議論の前提として、道州と基礎自治体の役割分担が明らかにされなければならないが、基礎自治体について現行市町村を想定するのであれば、その補完の仕組みが具体的に明確ではないままに府県の廃止だけを結論づけていることはやや乱暴にすぎる。

(4) 大都市との関係を明確にすべき

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

法案（骨子案）においては、道州制国民会議への諮問事項として、「首都及び大都市の在り方に関すること」が掲げられているが、その検討の方向性や内容が不明確である。

現状において、新たな制度の創設も含めた様々な議論や提言がなされているところであるが、政令指定都市をはじめとする大都市について、そのあり方及び道州制における位置づけ、国や道州との関係について明確にすべきである。

3 自立した道州と基礎自治体

(1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討を要する。

自治立法権を保障するため、道州の役割・権限や組織について国会が法律を定める場合は大枠に留め、具体的内容については道州議会の立法に委ねるべき。

上記に加え、参議院を地方代表院とし、道州や基礎自治体に係る立法を国会が行う場合には、参議院の議決を要件とすることも検討する必要がある。

国が引き続き担う役割が限定され、これまで国が担ってきた事務・権限を大きく地方に移譲し、その自主性に委ねるなら、道州をはじめとする地方の立法権も大幅に拡充されることになる。これに伴い、国会の機能・役割についても改めて検証・検討されるべきであり、その見直しは必須となる。

(2) 自主執行権を確保すべき

国から大幅に移譲された事務・権限を道州が執行するに当たっては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべき。

道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することとなり、その抜本的な再編は不可避となる。

(道州及び基礎自治体の事務執行について)「国の関与は必要最小限のものとする」とあり、国の関与の存在が前提となっている。道州や基礎自治体が自らの事務を執行するに当たっては、自らの判断と責任で行うことが基本であり、原則国からの関与があってはならない。

やむを得ず国の関与が必要な場合であっても、当然ながら限定されるべきであり、その範囲やあり方については地方との間で認識の共有を図ることが不可欠である。

また、国の役割が限定され、中央府省が担う企画立案権を含め、国から道州へ大幅に事務・権限が移譲されるなら、中央府省の機能・役割は自ずと縮小することになるため、その抜本的な再編は不可避となる。

(3) 自主組織権を尊重すべき

道州や基礎自治体の組織・体制のあり方を国が一律に決めることがあってはならず、道州・基礎自治体自身が多様な形態を柔軟に採用できるようにすべき。

例えば、道州によっては、道州議会を二院制とし市町村代表院を設けたり、道州が政策形成・執行機能を強化するため議院内閣制型の執行体制を採用するなど、道州・基礎自治体自身が組織・体制のあり方を柔軟に選択できる制度とする必要がある。

(4) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

また、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要がある。

① 基幹税

道州や基礎自治体の基幹税についてどのような税目を想定しているのか、例えば、消費税に代表される偏在性が少なく、安定的な基幹税目を道州へ移譲するなどの方針をあらかじめ示すべき。

「今一層の地方の主体性の確立」、「(道州は)国際競争力を有する地域の経営主体として構築」、「事務を適切に処理するため、安定的な地方税体系を構築し、道州及び基礎自治体の役割に見合った税源を配分」とあるが、そのことを可能にする税制・財政上の措置の方向性を示すべきである。

② 財政調整

財政調整については、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、財政力格差を生じさせないような財政調整の具体的あり方を示す必要がある。

道州間及び道州内の市町村間における財政調整を道州自らが担う仕組みを原則とすべきだが、国と地方で一部の税源を共有する場合や、財政基盤が著しく脆弱な道州や基礎自治体が存在する場合等、国と道州間及び国と基礎自治体間の財政調整も検討に含めるべきで

ある。

なお、東京一極集中が相当に進んだ現状では、東京に集中する税収を分配するための特別な制度も必要ではないか。

③ 国の債務・国有財産等の取扱い

国債残高が 850 兆円を超え（H25 年度末見込み）、歳入の約半分を公債金で賄っている現状において、国の巨額の債務、国有財産（道路、空港、河川等）の移管について、どのような取扱いを考えているか明らかではない。

国の債務を道州制の導入を契機として、全て地方（道州）に付け替えることがあってはならず、国の債務や国有財産のあり方の検討に当たっては地方とも十分協議の上、持続可能な、かつ地方が納得する対応とすること。

また、国からの事務・権限の移譲や、それに伴う財源移譲に併せて、国の特別会計のあり方についても見直しが必要である。

(5) 住民自治のあり方についても考えを示すべき

現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。

また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

行政規模の拡大につれて、民主主義的統制の徹底や、住民の意思をより適切に反映するための対応が必要となるが、法案（骨子案）の基本的な方向等には触れられていない。道州制の導入に伴い、如何に住民自治を充実させていくのか、国としての考え方を示すべき。

そのためには、住民による直接請求の要件緩和や、基礎自治体の議会に地区ごとの委員会を設置するなどの方策も想定できるが、国として最低限保障すべきもの以外は、基本的には道州や基礎自治体の自主的な設計に委ねるべきである。

4 憲法改正も視野に入れるべき

道州は一国の人口・経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるもの。

道州に大幅な自治立法権及び自主財政権を認めるなど国・地方を通じた統治機構の改革をめざすためには、例えば、道州制を憲法上に明記する等、憲法改正も視野に入れるべき。

一国の人口・経済規模に匹敵する道州が、憲法に定める「地方自治の本旨」を全うする地方公共団体と言えるのか、憲法上の位置づけについて明確にする必要がある。

仮に道州を憲法上の地方公共団体と位置づけるのであれば、道州の権能や組織等にどのような制約がかかるのか、道州の自治立法権の限界はどこまでかなどを明らかにする必要がある。

また、参議院の地方代表院化や、道州における議院内閣制の導入、大幅な自治立法権の付与など、国・地方を通じた統治機構改革のためには憲法改正を要するものがある。さらに、地方の自主財政権について、憲法上明確に規定すべきとの意見もある。

憲法改正をしない場合、全体で整合性のとれた統治機構改革はできないのではないか。

5 地方の意見を反映した制度設計・手続き

(1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うに当たっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域の実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

道州制の検討に当たって、その具体的イメージや、わが国の行政システム、国民生活のあり方にどのような変化をもたらすかについて、国民の理解が進んでおらず、さらなる国民的議論の喚起が必要であることから、政府において、制度導入の必要性や現行制度の問題点も含め分かりやすく示すべき。

加えて、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域の実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

特に、道州の区域や事務所の位置などについては、当該地域の十分な意見の反映が必要になる。

このため、道州制国民会議が設置される際には、地方六団体の代表者を参画させるとともに、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題への対応実績がある関西広域連合の参画も可能にすること。

(2) 先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。

一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

道州制国民会議における3年以内の答申を含め、法制的整備等の措置を速やかに講ずることとされている。わが国の統治機構を抜本的に見直し、教育や社会保障をはじめ、わが国の内政に係る制度全般を大幅に改変しかねないことから、十分に議論を尽くす必要があるとともに、段階を踏んだ取組も検討してよいのではないか。

道州制の検討が進まない限り地方分権改革が進まないことがあってはならず、道州制の下では、国出先機関は廃止され、その事務は道州又は基礎自治体に移譲される前提であることから、先行的取組として国出先機関の広域連合への移管に取り組むべき。

2. 道州制への移行のための改革基本法案 [H25 年 6 月 日本維新の会・みんなの党] (P76 参照)

(以下「改革基本法案」という。)

国の府省及び地方支分部局の改廃や、道州の行政組織における自主決定権について盛り込むなど、自民党の法案（骨子案）とは異なる主張が含まれている。

しかしながら、国の事務、特に内政の分野において、国が引き続き担う事務が具体的に明らかでないことをはじめ、道州制に係る重要事項や制度設計の詳細については、道州制国民会議での調査審議に委ねられており、この点は自民党の法案（骨子案）と相違はない。

従って、改革基本法案に対しては、道州制国民会議に委ねられた道州制の重要事項について、自民党の法案（骨子案）と同様の指摘をせざるを得ないが、さらに次の2点について付記しておく。

(1) 市町村の補完だけでなく、その事務や組織も地方の判断に委ねるべき

改革基本法案では、「市町村」は現状の規模や能力を前提に、従来の事務に加え、都道府県の廃止に伴い移譲される事務を担うものとされている。また、単独でこれらの事務処理が困難な市町村がある場合、道州が「市町村の規模の適正化」や「事務処理の共同化」など必要な措置を講ずることとされている。

こうした市町村の補完の枠組みだけでなく、関西の事情に合った制度設計が可能になるように、市町村の事務・権限の内容や組織を含め、道州内の自治制度については各道州及びその市町村における自主的判断に委ねるべきである。

(2) 自主財政権の確立について、実現可能なあり方を示すべき

税源の確保、課税自主権の行使を含む税制の抜本的見直しや、道州間・道州内の財政調整は規定されているが、その具体的な制度設計にあたっては、東京をはじめとした都市部に税源が相当偏在していることを前提に、実現可能なあり方を示す必要がある。

第4章 結びにかえて

道州制導入は、我が国のかたちを大きく変える改革であり、今後、国において議論がなされずとも、分権改革の大義である「地域のことは地域自らの意思と責任で担う」という理念に叶うものか、地域に暮らす人々の参画によって支えられる民主的なものなのかは絶えず問われるべきである。また、仮に府県に代えて道州を設置するとして、その目的は何か、現行の府県制の限界は何かを具体的な政策課題に即して明確にする必要がある。

この研究会での議論にあったように、現行の中央集権体制を分権型社会へと変えていくことは、その全てがマルチパーパスな（全権限型の）道州につながるわけではない。地方分権改革の視点を踏まえた柔軟な議論と十分な検討が必要である。

重要なのは、住民に身近な市町村の自治を大切にすることであり、住民や市町村をベースにした広域自治体のあり方というのは、地域毎、社会情勢毎に異なってくる。そうした事情に応じて、広域自治体の仕組み・あり方を作っていくべきではないか。

道州制は中央政府レベルで議論するものではあるが、具体的な制度設計にあたっては、全国統一的な制度ではなく、それぞれの地域で自ら、府県を越える広域自治体の必要性やその形態等を議論し、地域の個性を生かせるような枠組みを、地域が自ら柔軟に選択できるようにすることが重要と思われる。

また、この研究会での議論でも明らかなように、道州制の制度設計は簡単なものではなく、相当年月を要すると思われる。

関西には関西広域連合という既に全国で唯一府県を越える広域連合があり、様々な行政課題に対応している。関西広域連合もひとつの広域自治体であり、道州制の導入の議論にかかわらず、例えば研究会での議論にあったように、河川の統合的流域管理や共同での森林環境税の導入などの検討を行い、自ら上下流の利害を調整しながら、関西の実情にあった取組を進めていくことができると考える。

そうした取組と、この報告書の意見を踏まえ、政府における道州制の議論に果敢に注文をつけるとともに、将来の関西における広域行政システムのあり方について議論が進められることを期待する。

道州制推進基本法案（骨子案）

自民党道州制推進本部
平成 26 年 2 月 18 日

地方の時代と言われて、既に相当の年月が経過している。しかしながら、地方分権の推進は、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達していると考えられる。依然として中央集権と国依存型の統治構造が維持され、東京一極集中と地方の過疎化が進んでいる。こうした中、現在の我が国は、経済・社会の国際化、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来などの様々な課題に直面し、国と地方の財政は極めて厳しい状況にある。

国は、外交、防衛や真に全国的な視点に立つて行わなければならない社会保障や教育の根幹など本来の国の役割により重点を移すべきである。一方で、これ以外の役割は、住民に身近な地方の責任において処理し、今一層の地方の主体性を確立していかなければならない。

また、世界市場における国際競争が激化する中で、我が国が国際社会において確固たる地位を占め続けるためには、各地域が自らの判断でそれぞれの強みを発揮し、国際的な競争力を高めていかなければならない。そのためには、より広域でより力の蓄積のあるこれまでとは次元の異なる地方自治の主体を構築することにより、地域の活力を創出し、国全体の更なる活力と競争力を生み出していく必要がある。それが道州である。

道州は、地域の経営主体として、経済成長を担い、雇用を確保し、地方圏への人口の流れを創出するなどにより時代の変化に対応する力を生み出していかなければならない。基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、行政サービスを地域住民の自治を基盤として提供していかなければならない。新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることにより、国と地方両方の機能を強化し、国民の期待に応えることが、今求められている。

もとより道州制の導入は国、都道府県、市町村の全てを通じた大きな統治構造の改革であり、その実現には国民の合意と協力が必要である。そこで、まず道州制の全体像を国民に提示し、地方や各分野における意見を十分に踏まえ、国民的な議論を開始する必要がある。その上で、道州制の導入について、国会において適切な結論を得るものとする。

ここに、道州制の在り方について、具体的な検討を開始するため、この法律を制定する。

第 1 総則

1 趣旨

この法律は、道州制の在り方について具体的な検討を開始するため、その基本的方向及び手続を定めるものとする。

2 定義

① 道州

「道州」は、道又は州をその名称の一部とし、一の都道府県の区域より広い区域（地理的条件等を踏まえ一の都道府県の区域をその区域とすることが適当と認められる場合にあつては、当該一の都道府県の区域）をその区域として設置され、基礎自治体を包括する広域的な地方公共団体であつて、国及び都道府県から移譲承継された事務を処理するものをいう。

② 基礎自治体

「基礎自治体」は、市町村の事務及び都道府県から移譲承継された事務を処理する基礎的な地方公共団体をいう。

③ 道州制

「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度をいう。

3 基本理念

道州制の在り方の検討は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 国の役割及び機能の改革の方向性を明らかにすること。
- ② 国と地方公共団体との役割分担を見直し、道州及び基礎自治体を中心とした多様性、独自性を発揮し得る地方分権体制を構築すること。
- ③ 国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定し、国家機能の集約及び強化を図ること。
- ④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を有する地域経営の主体として構築すること。
- ⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができる主体とすること。
- ⑥ 国及び地方公共団体の組織を簡素化し、国と地方を通じた徹底した行政改革を行うこと。
- ⑦ 東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出することにより、国全体の更なる活力と競争力を生み出すようにすること。

4 道州制の基本的な方向

道州制についての検討に当たっては、次に掲げる基本的な方向に沿って行われなければならない。

- ① 都道府県に代わる新たな広域的な地方公共団体として、全国の区域を分けて道州を設置すること。ただし、都の在り方については、道州制国民会議において、その首都としての機能の観点から総合的に検討するものとする。
- ② 道州は、国及び都道府県から移譲承継された事務を処理するものとする。
- ③ 基礎自治体は、市町村の事務を処理するとともに、都道府県から移譲承継された住民に身近な事務を処理するものとする。
- ④ 道州は、基礎自治体における地域コミュニティの維持及び発展が可能となるよう配慮するものとする。
- ⑤ 道州及び基礎自治体の議会の議員及び長は、住民が直接選挙すること。
- ⑥ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう自治立法権限の拡充を図ること。
- ⑦ 国の行政機関は、地方支分部局を含め、再編若しくは合理化をし、又は道州へ移譲するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は必要最小限のものとする。
- ⑧ 道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、安定的な地方税体系を構築し、道州及び基礎自治体の役割に見合った税源を配分するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設けること。

第2 道州制推進本部

1 設置

内閣に、道州制推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 第3 10①により道州制国民会議が行う調査審議に必要な各府省の協力に関する総合調整に関すること。

イ 第3 11の答申を受けて各府省が行う検討に関する総合調整に関すること。

ウ 道州制に関する調査及び関係団体との連絡調整に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 組織

本部は、道州制推進本部長、道州制推進副本部長及び道州制推進本部員をもって組織する。

4 道州制推進本部長

- ① 本部の長は、道州制推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- ② 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

5 道州制推進副本部長

- ① 本部に、道州制推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。
- ② 副本部長は、本部長の職務を助ける。

6 道州制推進本部員

- ① 本部に、道州制推進本部員（②において「本部員」という。）を置く。
- ② 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

7 資料の提出その他の協力

- ① 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- ② 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

8 事務

本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

9 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

10 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第3 道州制国民会議

1 設置

内閣府に、道州制国民会議を置く。

2 所掌事務

道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議すること。

イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、法令の規定により道州制国民会議に属させられた事務

3 組織

道州制国民会議は、委員30人以内で組織する。

4 委員

- ① 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- ② 委員は、非常勤とする。

5 会長及び副会長

- ① 道州制国民会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - ② 会長は、会務を総理する。
 - ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門委員
道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 7 部会
会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。
- 8 資料の提出その他の協力
- ① 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - ② 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 9 事務局
- ① 道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。
 - ② 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
 - ③ 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。
- 10 道州制国民会議への諮問等
- ① 内閣総理大臣は、道州制に関する重要事項を道州制国民会議に諮問しなければならない。
 - ② ①の重要事項を例示すると、おおむね次のとおりである。
 - ア 道州の区域、事務所の位置その他道州の設置に関すること。
 - イ 国、道州及び基礎自治体の事務の分担に関すること。
 - ウ 国の行政機関の再編並びに国の道州及び基礎自治体への関与の在り方に関すること。
 - エ 国の立法権限並びに道州及び基礎自治体の自治立法権限並びにその相互関係に関すること。
 - オ 道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること。
 - カ 道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更等に関すること。
 - キ 道州及び基礎自治体の議会の在り方及び長と議会との関係に関すること。
 - ク 道州及び基礎自治体の名称その他の組織に関すること。
 - ケ 基礎自治体間の事務の共同処理、道州による基礎自治体の事務の代行等基礎自治体の事務の補完の在り方に関すること。
 - コ 基礎自治体における地域コミュニティの役割に関すること。
 - サ 首都及び大都市の在り方に関すること。
 - シ 都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承継手続その他道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること。
 - ③ 道州制国民会議は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。
- 11 答申
道州制国民会議は、10①により諮問を受けたときは、当該諮問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

1 2 中間報告

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

1 3 国会への報告

内閣総理大臣は、1 1 の答申及び 1 2 の中間報告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

1 4 地方六団体との協議

政府は、道州制について地方六団体と協議を行い、その内容が道州制国民会議の調査審議に適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

1 5 設置期限

道州制国民会議は、1 1 の答申をした日から起算して 6 月を経過する日まで置かれるものとする。

1 6 政令への委任

この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第 4 必要な措置

政府は、第 3 1 1 の答申があったときは、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 5 その他

- ① この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、②の規定は、公布の日から施行する。
- ② 第 3 4 による道州制国民会議の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
- ③ その他所要の規定の整備を行う。

道州制への移行のための改革基本法案の概要

第1 目的

我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進する。



基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置する。

第2 基本理念及び基本方針

(1)道州の設置等、(2)国の事務の道州への移譲等、(3)国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、(4)都道府県の廃止等、(5)市町村の事務等を法律に規定。

第3 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

内閣に推進本部を置き、内閣府に道州制国民会議を置く。

推進本部：道州制への移行のための改革の推進に関する総合調整等を行う。

道州制国民会議：内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項の調査審議等を行う。



この法律の施行後10年以内を目標として道州が設置され、新たな体制への移行が開始されるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

第180回国会提出法案

(みんなの党提出)

第1段階の法律の制定

「道州制への移行のための改革基本法」の制定。
⇒ 内閣に道州制への移行のための改革推進本部を置く。

第2段階の法律の制定

政府は、基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な法制上の措置を講ずる(第1段階の法律の施行後2年以内)。

第3段階の法律の制定

道州制への移行のための改革について関係法律の整備を行う。

道州制への移行のための改革による新たな体制への移行。
(第1段階の法律の施行後7年以内を目標)

第183回国会提出法案

(日本維新の会・みんなの党共同提出)

第1段階の法律の制定

「道州制への移行のための改革基本法」(本法案)の制定。
⇒ 内閣に道州制への移行のための改革推進本部を置き、**内閣府に道州制国民会議を置く。**

道州制国民会議は、内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議。
⇒ **諮問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申。**

第2段階の法律の制定

2年を目途に道州制への移行のために必要な法制の整備を実施。

道州制への移行のための改革による新たな体制への移行。
(第1段階の法律の施行後10年以内を目標)

道州制への移行のための改革基本法案

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 道州制への移行のための改革の基本方針（第五条―第九条）

第三章 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

第一節 道州制への移行のための改革推進本部（第十条―第十九条）

第二節 道州制国民会議（第二十条―第三十四条）

第四章 道州制への移行のために必要な法制の整備（第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国の国のかたち（日本国憲法の理念の下における国と地方公共団体の全体を通じた統治の構造をいう。）を新たなものに転換することが喫緊の課題となつていることに鑑み、道州制への

一

二

移行のための改革（この法律の規定に基づいて、地方自治の仕組みを広域の地方公共団体である道州と基礎的な地方公共団体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）との二層制に移行するとともに、これに伴い国及び地方公共団体の組織及び事務、国と地方公共団体の税源配分等を抜本的に見直す改革をいう。以下同じ。）について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 道州制への移行のための改革は、道州において、個性豊かで活力に満ち、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会が形成され、及び地域経済が自律的に発展するとともに、行政、経済、文化等に関する機能が我が国の特定の地域に集中することなく配置されるようにし、あわせて、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことができるよう、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 広域の地方公共団体である道州を設置して、道州においてその地域の特性に応じた独自性のある施策を展開することができる地方自治制度を確立すること。

- 一 国の事務は国が本来果たすべき役割に係るものに特化し、国の府省、地方支分部局その他の国の行政組織の改廃を行うとともに、国の行政機能の強化を図ること。
- 二 国が本来果たすべき役割に係る事務を除き、国が所掌する事務を道州に移譲するとともに、道州が施策の企画及び立案と実施とを一貫して行う体制を確立することにより、道州が行政需要に的確に対応して効率的に事務を実施することができるようにすること。
- 四 道州の財政運営における自主性を確保し、道州が自主的かつ自立的にその役割を果たすことができる地方財政及び地方税に係る制度を確立すること。
- 五 住民に身近な行政はできる限り基礎的な地方公共団体が担い、道州がこれを補完するものとし、市町村について、基礎的な地方公共団体としてあるべき姿となる地方自治制度並びに地方財政及び地方税に係る制度を確立するとともに、行政需要に的確に対応して効率的に事務を実施することができるようにすること。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、道州制への移行のための改革を推進する責務を有する。

二

四

- 2 国は、道州制への移行のための改革を推進するに当たっては、地方公共団体の意見に配慮するものとする。
- 3 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国による道州制への移行のための改革の推進に協力する責務を有する。

(実施の目標時期)

第四条 道州制への移行のための改革については、この法律の施行後十年以内を目標として道州が設置され、新たな体制への移行が開始されるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

第二章 道州制への移行のための改革の基本方針

(道州の設置等)

第五条 市町村を包括する広域の地方公共団体として、全国の区域を分けて道又は州を設置するものとする。

- 2 道州の区域は、廃止される国の地方支分部局から移譲される事務及び事業を道州が適切に遂行するにふさわしい区域を基礎として定めるものとする。
- 3 道州の境界は、従来の都道府県の境界と異なるものとするを妨げないものとする。

- 4 道州の行政組織は、道州がその果たすべき役割を適切に遂行するにふさわしいものとなるように自主的に定めることができるようにするものとする。

(国の事務の道州への移譲等)

第六条 国は、次に掲げる事務については引き続き担うものとし、当該事務以外の事務（これに係る企画及び立案を含む。）については道州に移譲するものとする。

- 一 外交、安全保障、出入国管理、通貨その他の国際社会における国家としての存立に関わる事務
- 二 私法に関する法秩序の維持、公正取引の確保その他の全国的に統一して定めることが不可欠である国民の諸活動に関する事務
- 三 全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策の実施その他国が本来果たすべき役割に係る事務

(国及び地方公共団体の税財政制度の見直し)

第七条 道州及び市町村がその事務を自主的かつ自立的に執行することができるように、国、道州及び市町村の税源がそれぞれの事務に要する経費に応じて配分されるようにすること、道州及び市町村がその地域

五

六

の実情に応じて自主的に課税を行うことができるようにすることその他の税制の抜本的見直しを行うものとする。この場合において、併せて、効率的かつ適正に徴税することができる仕組みを構築するようにするものとする。

- 2 道州間における財政の調整については、道州間の協議を基本として自律的に行う制度を設けるものとする。

- 3 道州の区域内の市町村間における財政の調整については、道州がこれを行う制度を設けるものとする。

(都道府県の廃止等)

第八条 道州の設置に伴い、都道府県は、廃止するものとする。

- 2 都道府県が行っている事務のうち、広域にわたるもの及び市町村に関する連絡調整に関するものは、道州に移譲するものとし、その他の事務は、市町村に移譲するものとする。この場合において、その規模又は性質において市町村が処理することが困難なものについては、複数の市町村において共同して処理することができるようにするものとする。

(市町村の事務等)

第九条 市町村は、従来の市町村の事務に加え、都道府県の廃止に伴い都道府県から移譲された事務を行うものとする。

2 市町村の規模の適正化及び市町村の事務処理の共同化については、道州において必要な措置を講ずることができるようにするものとする。

第三章 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

第一節 道州制への移行のための改革推進本部

(道州制への移行のための改革推進本部の設置)

第十条 道州制への移行のための改革を総合的に推進するため、内閣に、道州制への移行のための改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道州制への移行のための改革の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 道州制への移行のための改革の推進に関する法律案及び政令案の立案に関すること。

七

- 三 道州制への移行のための改革の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

(組織)

第十二条 本部は、道州制への移行のための改革推進本部長、道州制への移行のための改革推進副本部長及び道州制への移行のための改革推進本部員をもって組織する。

(道州制への移行のための改革推進本部長)

第十三条 本部の長は、道州制への移行のための改革推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(道州制への移行のための改革推進副本部長)

第十四条 本部に、道州制への移行のための改革推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び道州制への移行のための改革担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、道州制への移行のための改革に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

八

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(道州制への移行のための改革推進本部員)

第十五条 本部に、道州制への移行のための改革推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長は、道州制への移行のための改革に関する事務に関し必要な識見及び能力を有する者のうちか

九

一〇

ら、内閣総理大臣が任命する。

- 4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

(主任の大臣)

第十八条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 道州制国民会議

(設置)

第二十条 内閣府に、道州制国民会議を置く。

(所掌事務)

第二十一条 道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて第二十九条第一項に掲げる事項その他の道州制に関する重要事項を調査

審議すること。

- 一 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 二 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により道州制国民会議に属させられた事務

(組織)

第二十二條 道州制国民会議は、委員三十人以内で組織する。

(委員)

第二十三條 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第二十四條 道州制国民会議に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一一

一二

(専門委員)

第二十五條 道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(部会)

第二十六條 会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

(資料の提出その他の協力)

第二十七條 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第二十八條 道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(道州制国民会議への諮問等)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、道州制国民会議に諮問しなければならない。

- 一 道州の区域、事務所の位置その他道州の設置に関する事。
- 二 国、道州及び市町村の事務の分担に関する事。
- 三 国の行政組織の改廃に関する事。
- 四 国、道州及び市町村の立法権限及びその相互関係に関する事。
- 五 道州及び市町村の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関する事。
- 六 道州及び市町村の公務員制度並びに道州制への移行に伴う公務員の身分の変更等に関する事。
- 七 道州及び市町村の議会の在り方及び長と議会との関係に関する事。
- 八 市町村の名称、規模及び編成の在り方並びに市町村における地域コミュニティに関する事。
- 九 道州及び市町村の組織に関する事。
- 十 首都及び大都市の在り方に関する事。

一三

一四

十一 道州制への移行のための国の法制の整備に関する事。

十二 都道府県の事務の道州及び市町村への移譲手続その他道州制への移行に伴い検討が必要な事項に関する事。

2 道州制国民会議は、道州制に関する重要事項について調査審議するため必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。

(答申)

第三十条 道州制国民会議は、前条第一項の規定により諮問を受けたときは、当該諮問を受けた日から三年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

(中間報告)

第三十一条 内閣総理大臣は、第二十九条第一項に掲げる事項について必要があるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

(国会への報告)

第三十二条 内閣総理大臣は、第三十条の答申及び前条の中間報告を受けたときは、これを国会に報告する

ものとする。

(設置期限)

第三十二条 道州制国民会議は、第三十条の答申をした日から起算して六月を経過する日まで置かれるものとする。

(政令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 道州制への移行のために必要な法制の整備

第三十五条 政府は、第三十条の答申があつたときは、二年を目途に道州制への移行のために必要な法制の整備を実施しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一五

一六

(準備行為)

第二条 第二十二條第一項の規定による道州制国民会議の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、道州制への移行のための改革基本法（平成二十五年法律第 号）第三十三條に規定する日までの間、同法第二十一條に規定する事務及びこれに関連する事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

附則第二条の二第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

附則第四条第二項中「沖縄振興特別措置法」の下に「（平成十四年法律第十四号）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 道州制への移行のための改革基本法第三十三条に規定する日までの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる道州制国民会議は、本府に置く。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十八条のうち内閣府設置法附則第二条第四項に一号を加える改正規定中「附則第二条第四項」を「附則第二条第五項」に改める。

第六十九条のうち内閣府設置法附則第二条第四項第四号を削る改正規定中「附則第二条第四項第四号」を「附則第二条第五項第四号」に改める。

一七

理 由

我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一九

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約二億四千万円の見込みである。